

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

この助成金は、職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置を行う際に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること

業 種		常時雇用する労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

- (3) 一定の基準（喫煙室の入口において、**喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上**）を満たす喫煙室を設置（改修も含む）すること
- (4) 事業場内において、喫煙室以外を禁煙とすること

助成内容

喫煙室の設置にかかる経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費※の2分の1の額を支給します。

助成対象経費※	助成率	上限額
工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

※ 要件を満たす喫煙室を設置するために必要なものに限りします。

支給は事業場単位とし、**1事業場につき1回**とします。
また、同じ事業場で複数の喫煙室を設置する場合は、1件の申請として、まとめて行ってください。（1申請の上限額は200万円）



申請手続の流れ

申請内容の検討

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局や相談窓口（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、所轄の労働局労働基準部健康安全課（健康課）に提出してください。労働局での審査期間は原則1カ月以内です。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。
この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。

工事費用の支払い

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。
分割払いやリース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませんので、ご注意ください。

事業実績報告

報告書類を2部ずつ、所轄の労働局労働基準部健康安全課（健康課）に提出して、実績報告をしてください。
報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

助成金の受領

交付申請時または事業実績報告時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

実施状況報告

喫煙室の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指定された期日（おおむね助成金交付の5年後）までに、所定の様式に従って、所轄の労働局に報告してください。

【交付申請に必要な書類】 ※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金交付申請書※
- 受動喫煙防止対策についての事業計画※
- 不交付要件に該当しない旨の書類※
- 労働保険関係成立届または直近の労働保険概算保険料申告書の写し
- 中小企業事業主であることを確認するための書類
（継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類など）
- 喫煙室の設置を予定している場所の工事前の写真（撮影日：申請日から3カ月以内）
- 設置を予定している喫煙室の場所、仕様、換気扇などの設備、利用可能な人数、その他助成事業の詳細を確認できる資料
- 喫煙室が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- 事業場の室内、およびこれに準ずる環境で、喫煙室以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
- 喫煙室の設置に関する施工業者からの見積書の写し
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

【実績報告に必要な書類】 ※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書※
- 受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書※
- 受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
- 交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し（複数回変更している場合は、すべての写し）
- 工事に関する領収書※、経費についての内訳の写し
※請求書で実績報告することもできますが、その場合も、助成金交付後1カ月以内に、施工業者から申請者宛ての領収書の写しを提出する必要があります。
- 設置した喫煙室の場所、仕様、換気扇などの設備、その他設置した受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
- 交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
- 喫煙室が要件を満たして設置されたことが確認できる資料
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

よくある質問

Q1 複数の事業場を保有する事業者の場合、中小企業事業主の判断はどうすればよいですか？

→ 申請対象の事業場だけでなく、企業全体の資本金と労働者数で判断します。
中小企業事業主に該当すれば、個々の事業場ごとに申請が可能です。

Q2 テナントに出店している事業者も申請できますか？

→ 施設管理者の承諾が得られれば、申請できます。

Q3 新築時などに、喫煙室以外の工事と同時に喫煙室の工事を実施する場合、交付決定前に建物全体の基礎工事などに着工していたら、申請できないのでしょうか？

→ 交付決定時点で未着工の部分に限り、申請できます。

Q4 支払い方法として、リース契約を活用した分割払いは可能ですか？

→ **理由にかかわらず、リース契約による支払いは認めません。**また、実績報告までに交付決定された経費を完済できないような分割払いも認めません。

Q5 喫煙室を設置した事業場を引き払うことにしたのですが、手続きは必要ですか？

→ 助成金を交付した年度の終了後5年を経過していない場合は、財産処分の制限があるので、都道府県労働局長の承認を受けてください。

<注意点>

- この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。
助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- 交付申請・実績報告の審査時に、根拠となる資料を求められることがあります。
資料に不備があると、交付決定や額の確定がされない場合があります。
- 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求められることがあります。
また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器を提供します。**利用はすべて無料**ですので、ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

■相談支援業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の基準への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います（必要に応じて実地指導も実施）。
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

【相談ダイヤル】 ①について **050-3537-0777**
②③について **03-5296-8947**

【ホームページ】 <http://www.irric.co.jp/contract/index.html>

【事業委託先】 株式会社インターリスク総研

喫煙室の要件の確認や事業場の実態把握

■測定支援業務（測定機器貸出し）

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計（浮遊粉じん濃度の測定）、風速計の無料貸出しを行います。
[平成26年度から、機器の往復の送料も無料になりました]
- ② 専門家が事業場に行って、測定や測定方法を説明します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。

【受付ダイヤル】 **03-5600-1100**（FAX:050-3730-0345）

【ホームページ】 <http://www.sibata.co.jp/tobacco/index.html>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

申請様式のダウンロードや、申請についてのQ&A、書類作成要領などを閲覧できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>
ホーム > 政策について > 各種助成金・奨励金等の制度 > 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

- 申請について不明な点は、事業場のある都道府県労働局健康安全課（健康課）にご相談ください。